中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた対応について

令 和 8 年　8 月
山口県農林水産部農村整備課

中東情勢の変化に伴い、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下「調達検討資材」という。）について、流通経路の見直しや代替資材の使用等により必要となる経費（以下「別途調達経費」という。）の取扱いを下記のとおりとしましたのでお知らせします。

記

1　調達検討資材

ナフサを由来とする建設資材とする。
（例：塩化ビニル管、塗料用シンナー等）

2　設計変更の流れ

（1）受注者は、特記仕様書等に示された調達検討資材について、別途調達経費が必要となる場合は、事前に監督職員と協議してください。なお、特記仕様書等に示されていない場合であっても、対象となる可能性がある資材については、監督職員と協議してください。
（2）受注者は、別途調達経費に係る証明書類（取引伝票等）を提出してください。
（3）発注者は、提出された証明書類により確認した別途調達経費について、設計変更を行います。なお、資材調達の遅延が生じている場合は、必要に応じて工期変更を行います。

3　留意事項

本運用による設計変更内容は、工事請負契約書第 25 条（スライド条項）の対象外となります。

4　適用

令和8年8月 13 日以降、入札公告又は指名通知する農業農村整備事業に係る工事に適用します。

なお、令和8年8月　13　日より前に入札公告又は指名通知した工事についても、受発注者間で個別に協議の上、適用できるものとします。